

## 『アメリカの地方自治制度』

弓削七郎 著

政治教育協会 [刊]

1948年11月 21cm／360頁 図書番号 OI-2764

弓家七郎（1891—1990）は、茨城県西茨城郡岩間村（現笠間市）に生まれ、明治大学政治科卒業後渡米、帰国後東京市政調査会研究員の職についた。母校明治大学においても教鞭を執り、地方行政研究所所長等を歴任した。また、第二次世界大戦終戦後には、シャウプ勧告を受けて国・地方の権限配分等について審議するために設置された地方行政調査委員会議で専門調査員を務めるなどした。

本書は、1940年に弓家が刊行した『アメリカ地方制度の研究』を基にしている。全10章のうち、県（county）や州（state）の制度についても記述されているが、重点的に対象とされているのは市（city）についてである。“市”は、州によっては town、village、borough と称するところもあるが、本書では名称の如何に拘わらず、主として市街地を管轄区域とし、特別に与えられた憲章、または一般州法によって法人格を有する地方行政庁を市と呼ぶとしている。

まず市政発達の歴史的な流れについて、①主としてイギリスの自治制度が模倣された植民地時代から独立まで、②地方自治に関する権限が州に移り、都市憲章には三権の分立や二院制の導入等中央政府の組織模倣が見られる1820年頃まで、③デモクラシー思想の広まりにより選挙権・被選挙権の大拡張が行われた一方、都市の活動は州立法部の支配下におかれていた南北戦争前後まで、④都市の自治権の拡張もあったが、市政腐敗が蔓延しアメリカ市政が最も低調不振であった19世紀末まで、⑤市政改革運動がおこり、その内容が次第に制度の具体的な改革に変わっていった19世紀末以降の5つの時期に分けて記述されている。

続いて選挙制度、直接参政制度、自治憲章、財政等諸制度の組織やその運用が論じられている。特に市政府組織については、市長市会制（連邦政府や州政府の組織に範をとり、市長と市会を対立的関係に置くもの。議決機関と執行機関が分立し、それぞれの権限が比較的明確に分かれている等の特徴がある。）、委員会制（議決権と執行権を、市民によって選挙された少人数の委員により組織される行政委員会に集中したもの。市政の組織を単純にし、選挙による吏員・議員数をごく少数にした等の特性がある。反面、立法と行政の機能を同一の機関に委ねたため、市政に対する監督機関を失った等の欠点がある。）、市会支配人制（市会が行政の専門家たる市支配人を選任するもの。議決機関である市会は都市政策の決定に関する権限を持ち、市支配人は行政事務の執行処理に関する権限を持つ。主に人口10万人以下の中小都市において採用されている。）の3つの組織形態について、その発達過程が具体的な都市の事例を挙げて詳細に記述されている。

著者は日本における自治政治の改革運動が、組織の部分的改正と地方住民の啓発運動にのみ終始しているような状況を顧みて、良い地方自治政治を築くためには啓発運動と制度の改革の双方が要求されるとする。その上で、多くの変革を経験し、様々な制度が試みられているアメリカの地方自治制度は、日本の地方自治制度にとって多くの示唆を含んでいる、と結んでいる。

（山野辺香葉・市政専門図書館司書主任）